

談合に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 株式会社ジョイ
業者の住所： 広島県呉市焼山北1-12-20
2. 指名停止措置期間： 令和3年3月30日から令和3年5月29日まで（2ヵ月）
3. 指名停止措置の範囲： 中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

(株)ジョイの会長及び統括部長は、平成30年4月と平成31年4月に実施した広島県江田島市発注の市指定ごみ袋納入における2回の指名競争入札において、他者と事前に調整し落札業者を決めたうえで応札したとして、令和2年9月談合容疑で書類送検された。広島区検察庁は、令和2年12月23日に談合罪で略式起訴し、同日に罰金刑の略式命令を出した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である(株)ジョイの会長ほか1名が談合罪で略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2第8号口」に該当する。(物品の有資格者も本要領を準用する)

よって、本件の指名停止期間は、2ヵ月（全国対応案件：有資格登録該当整備局のみ）とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又は口に掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 □ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内 <u>1ヵ月以上12ヵ月以内</u>

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 鈴木 秀一
契約課長補佐 野田 純大 電話番号 (052) 953-8138